

# 消費税法の改正に伴う ガス料金改定のお知らせ

大崎市古川若葉町二丁目14番1号

古川ガス株式会社

電話番号：0120-1100-95

つながらない場合は0229-23-1100

日頃より、古川ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金<sup>※</sup>を改定いたします。

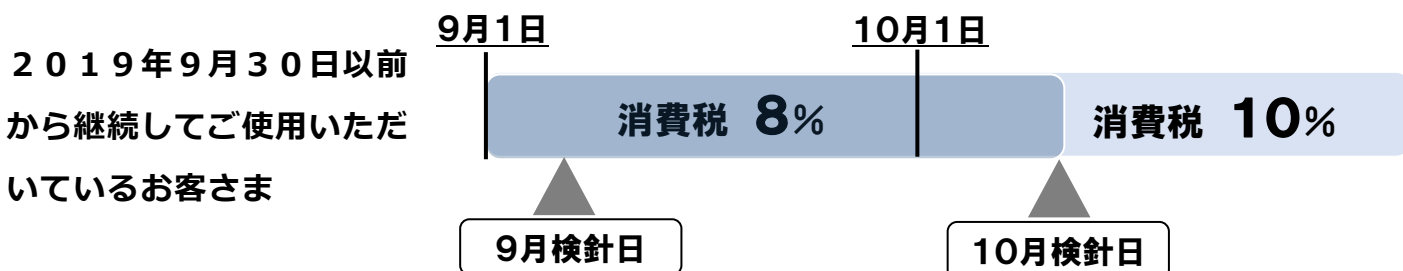
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

## 「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して一般ガス供給契約をご契約のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

## 経過措置とは



## 対象契約種別

一般ガス供給契約

## 変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

契約種別	適用条件	区 分		新 基本料金	旧 基本料金	新 基準 単位料金	旧 基準 単位料金
一般ガス 供給契約	なし	A	0～19 m <sup>3</sup>	790.90 円	776.52 円	206.888 円/m <sup>3</sup>	203.1264 円/m <sup>3</sup>
		B	20～255 m <sup>3</sup>	937.20 円	920.16 円	199.375 円/m <sup>3</sup>	195.7500 円/m <sup>3</sup>
		C	256 m <sup>3</sup> ～	2363.90 円	2320.92 円	193.897 円/m <sup>3</sup>	190.3716 円/m <sup>3</sup>

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- ガス料金の税抜き価格は変更ございません。
- 実際に適用する単価（円/m<sup>3</sup>）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 詳細は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。（URL：<http://www.furukawa-gas.co.jp>）
- 供給地点特定番号（お客様番号）は、ガスご使用量等のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願い致します。
- 新しい契約年月日については2019年10月1日となります。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

古川ガス株式会社（小売登録番号 C0025）

住所 大崎市古川若葉町二丁目14番1号

【お問合せ窓口】

TEL：0120-1100-95

つながらない場合は0229-23-1100

受付時間：8時20分から17時まで

（土・日・祝日を除く）

担 当：総務部